

旭 防 第 1 2 4 号  
令和 4 年 2 月 17 日

各社会福祉施設  
所有者・管理者 様

旭 川 市 長 今 津 寛 介  
(防災安全部防災課担当)

### 避難確保計画の作成及び避難訓練実施結果の報告義務について

「水防法等」<sup>(注1)</sup>の規定により、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のうち、「災害危険区域」<sup>(注2)</sup>にあり、市町村防災計画にその名称及び所在地が定められている施設については、洪水や土砂災害の際に施設利用者の円滑で迅速な避難の確保を図るための計画（避難確保計画）を作成するとともに、当該計画を市町村長に報告することが義務付けられています。

また、水防法等の改正により、令和3年7月からは、避難確保計画に基づく避難訓練を行うとともに、その実施結果を市町村長に報告することが義務付けられました。

このため、旭川市地域防災計画を御確認いただき、貴施設が災害危険区域内の要配慮者利用施設に該当する場合は、遅滞なく「避難確保計画の作成・報告」及び「避難訓練の実施・報告」行ってください。

なお、既に避難確保計画の作成・報告が行っている施設も、当該計画に変更が生ずる場合には、遅滞なく計画の変更及び報告を行うようお願いします。

(注1)「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」のことです。

(注2)「水防法等」に基づく「洪水浸水想定区域」及び「土砂災害警戒区域」のことです。

## 1 避難確保計画及び訓練実施結果報告書の様式等と報告方法について

### (1) 様式等について

避難確保計画等の様式やひな形、作成の手引きについては次のアドレス又は右下の二次元バーコードのホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/320/328001/382001/p009000.html>

### (2) 報告方法について

郵送、持参、FAX、Eメール等、報告方法は問いません。

また、令和4年4月1日からは電子申請による報告も開始します。

電子申請のリンクは、様式等のホームページにありますので、利用の際は、報告フォームに必要事項を入力し、必要書類を添付して報告してください。

## 2 報告期限

(1) 避難確保計画：令和4年5月31日

(2) 訓練実施結果報告：訓練実施後随時（概ね1か月以内）



避難確保計画等の作成について

### 3 報告先・問合せ先

旭川市防災安全部防災課 担当：田坂・石栗

旭川市東光 27 条 8 丁目 旭川市総合防災センター3 階

電話：33-9969/FAX：33-9936

E-mail：bousai@city.asahikawa.lg.jp

### 4 その他

- (1) 旭川市地域防災計画で要配慮者利用施設として指定している社会福祉施設等は、561 施設あり、令和 4 年 1 月末現在で 511 施設が避難確保計画を作成・報告済の状況です。

避難確保計画の報告済施設については、ホームページに一覧を掲載しています。

- (2) 要配慮者利用施設とは次の施設等になります。

#### ア 高齢者施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）

#### イ 障害児（者）施設

障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設

#### ウ 保育所

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所

#### エ 幼稚園

#### オ 小学校、中学校

#### カ 特別支援学校

盲学校、聾学校、養護学校

#### キ 病院、診療所（有床に限る。）、助産所

#### ク その他の主に要配慮者が利用する施設等

- (3) **期限までに必要な措置を講じない場合は、水防法等の規定に基づき、必要な指示を行い、正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。**